

I

策定の趣旨

本市は、平成15年に制定された「食品安全基本法」の理念を踏まえ、平成16年3月に「新潟市食の安全基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定し、食の安全確保のための施策を展開してきました。

平成22年3月には第一次改定を行い、平成22年度から26年度までの取組み指標及び達成目標を設定し、関係者の連携のもと食の安心・安全確保のための施策を展開してきました。この間、新たに市民との連携として新潟市民フードプロモーター制度を導入し、市民から食品販売店の食品表示や衛生的な取扱い等のモニタリングを実施してもらい、市民と行政が協働して食の安心・安全を図る取組みを行ってきました。

近年、食を取り巻く状況は、食品の加工や貯蔵、輸送などにおいて新しい技術導入が図られ、食品流通の広域化や国際化が大きく進展するなどし、多種多様な食品を容易に入手できるようになってきています。

さらに、平成25年には HACCP 支援法の一部改正が行われ、国際標準である HACCP の導入を促進し、食品の製造過程の管理の高度化により、食品の安全性・信頼性をより高めるための取組みが始まっています。

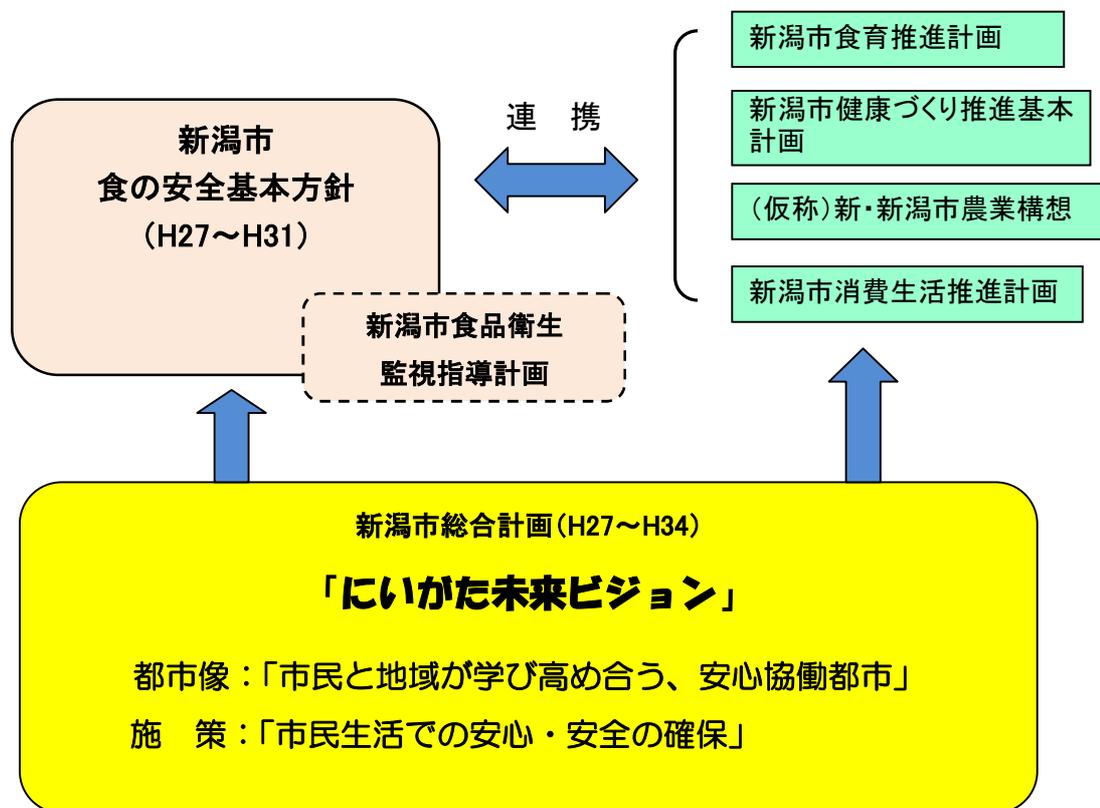
このように、食を取り巻く環境は進化しており、食の豊かさを求める市民の意識も多様化・高度化しています。その一方、冷凍食品の農薬混入事件、輸入食品の残留農薬、食品中の放射性物質への不安、食物アレルギー事故などの問題が発生し、食の安全に対する消費者の信頼は大きく揺らいでいます。

上記の状況を踏まえ、健康で豊かな食生活を実現するために、食の安心・安全にかかわる各施策の現状について整理・見直しを行い、本市の食の安心・安全確保の取組みについて、より実態に即した方向性を示すことを目的に基本方針の第二次改定を行いました。

II 基本方針の位置づけ

この方針は、新潟市総合計画「にいがた未来ビジョン」で目指す「市民と地域が学び高め合う、安心協働都市」実現のための施策「市民生活での安心・安全の確保」における食品の安全性確保を推進していくものです。

新潟市が実施する食の安心・安全の確保に関する各種施策の方向性及び、食品衛生法に基づく食品衛生監視指導計画の基本的な方針であり、関係計画と連携し、市民が安心して暮らせる食生活の確保の役割を担うものです。



Ⅲ 目的と成果指標

《目的》

- 1 生産から流通、消費にわたる食品の安全性の確保
- 2 市民の食に関する理解の促進と安心の提供

食品安全基本法では、「国民の健康の保護が最も重要」という基本的認識の下、食品の安全性の確保については「食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより行われなければならない」とされ、また、国民が食品の安全性の確保に関する知識及び理解を深めるために「教育・学習・広報活動等の充実に関する措置を講じなければならない」とされています。

そこで、基本方針においては上記2項目を目的に掲げ、市民の食の安心・安全確保のための施策の推進を図ることとします。

また、施策の成果については次のとおり成果指標を設定し、目的の達成度について評価を行います。

成果指標

新潟市における食の安心・安全確保の取り組みが十分に 行われていると感じる市民の割合

指標	現状	目標 (平成31年度)
新潟市における食の安心・安全確保の取り組みが十分に行われていると感じる市民の割合	平成26年度調査値	+ 10%

把握方法：市民を対象に毎年実施する
「食育・健康づくりに関する市民アンケート」により把握

IV 関係者の責務と役割

1 本市の責務

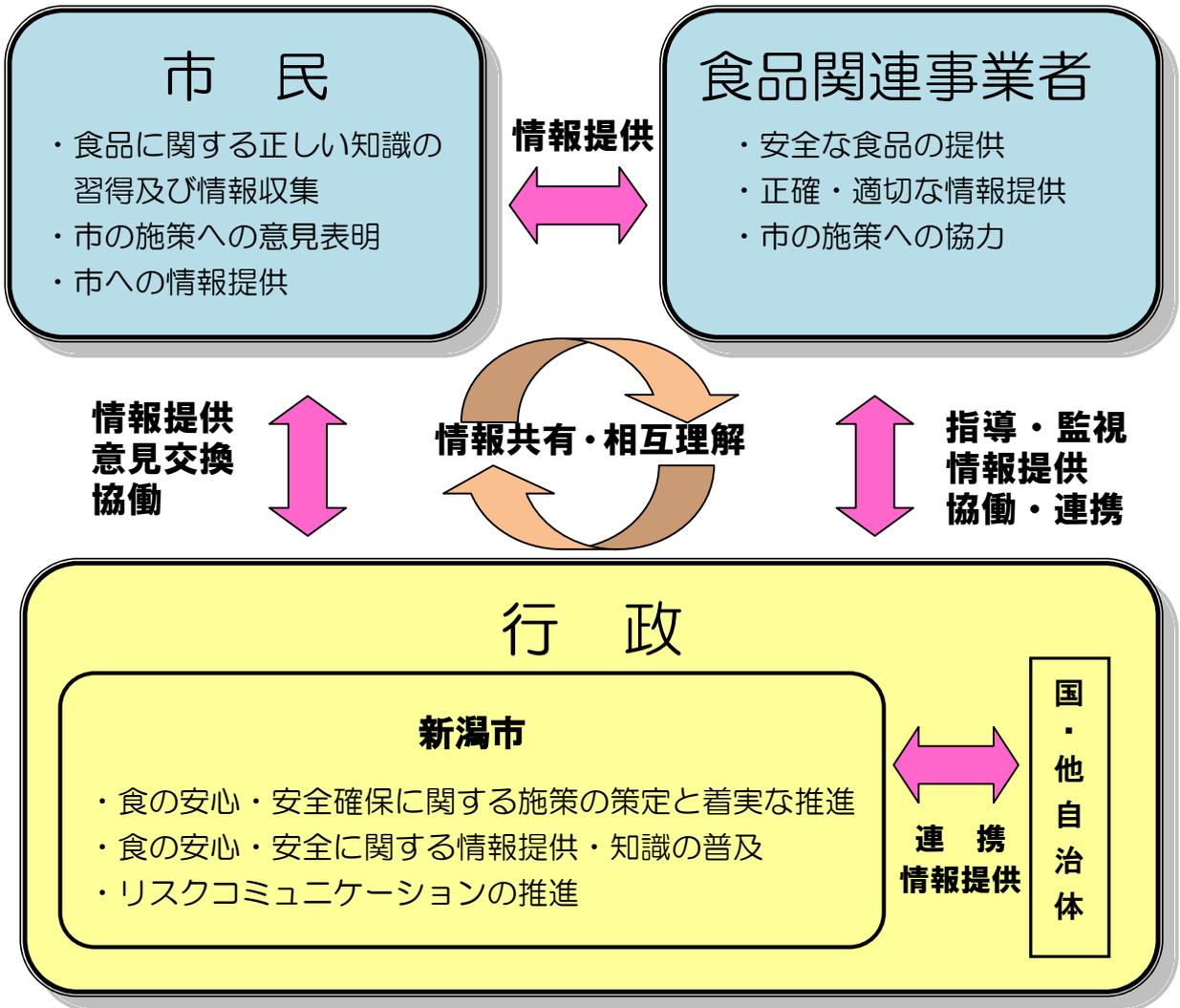
- 市民の健康の保護と安心できる生活の確保のために、食の安心・安全の確保に必要な施策を策定し、着実に実施します。
- 食の安心・安全に関する情報を市民にわかりやすく提供し、知識の普及を図ります。
- 食の安心・安全について考える機会や意見交換の場を設けるなど、食品関連事業者及び市民とのリスクコミュニケーションを推進します。
- 国や他自治体との連携を図ります
食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、消費者庁など、食品安全行政に係る国の機関や他自治体と情報交換を図り、施策の推進を図ります。

2 食品関連事業者の責務

- 食の安全性確保について第一義的な責務を有することを認識し、安全な食品提供に努めます。
- 事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報提供に努めます。
- 本市が実施する食の安全性の確保に関する施策に協力します。

3 市民の役割

- 積極的に食の安全性に関する情報を収集し、正しい知識の習得に努めることにより自ら安全な食生活を守るよう努めます。
- パブリックコメントや意見交換会等を通じて、本市の施策について意見を述べるなどにより、食の安全性の確保に積極的な役割を果たします。
- 食品販売店等における食品表示や衛生的な取扱いのモニタリングを実施し、行政へ情報提供を行い、協働して食の安心・安全を守るよう努めます。



V

施策の体系

目的に基づき、食の安心・安全を確保するために、5の基本方針と14の施策に取り組みます。

目的1：生産から流通、消費にわたる食の安全性の確保

基本方針1：生産段階における安全性の確保

- 施策（1）農産物の安全性の確保
- 施策（2）畜産物の安全性の確保
- 施策（3）水産物の安全性の確保

基本方針2： 製造・加工・調理・流通・販売・消費における安全性の確保

- 施策（1）自主衛生管理体制の推進（製造・加工・調理・流通・販売）
- 施策（2）監視指導體制の強化
（製造・加工・調理・流通・販売・消費）
- 施策（3）輸入食品の安全対策の強化（流通・販売）
- 施策（4）食品表示に係る指導及び監視体制の強化
（製造・加工・流通・販売）

基本方針3：食品の安全性確保体制の充実

- 施策（1）試験検査体制の充実と調査研究の推進
- 施策（2）人材育成の強化
- 施策（3）危機管理体制の整備・強化

目的2：市民の食に関する理解の促進と安心の提供

基本方針1：市民に対する食の安心・安全への理解の促進

- 施策（1）食品に関する正しい知識の普及・啓発及び情報提供
- 施策（2）食の安全に関する相互理解の促進

基本方針2：関係者間の連携・協働の推進

- 施策（1）地域で活動する組織や団体との連携強化
- 施策（2）国や他自治体との連携強化

VI 施策の推進

施策の推進にあたっては、各施策に関係する課等において具体的な取組を行います。

目的1：生産から流通、消費にわたる食の安全性の確保

1 生産段階における安全性の確保

(1) 農作物の安全性の確保

【農業政策課】

- 農薬の適正使用・管理に関する情報提供及び啓発指導を推進します。
- 環境と人にやさしい農業の取組み及び実践者の育成を推進します。

(2) 畜産物の安全性の確保

【食肉衛生検査所】

- と畜検査結果を農場へ還元し、優良な家畜の生産を促します。
- 動物用医薬品、飼料添加物の残留防止について農場啓発を行います。

【農業政策課】

- 家畜排せつ物法の管理基準の順守を支援します。
- 監視伝染病などの蔓延防止対策を支援します。

(3) 水産物の安全性の確保

【水産林務課】

- 漁協物揚げ場における衛生管理を推進します。
- シジミ重金属検査、オキアミ(アカヒゲ)食品衛生検査を実施します。

2 製造・加工・調理・流通・販売・消費における安全性の確保

(1) 自主衛生管理体制の推進（製造・加工・調理・流通・販売）

【食の安全推進課】

- 製造・加工・調理・流通・販売の施設に対して、自主衛生管理の指導・助言を行い、衛生管理の向上を図ります。
- HACCP の考え方に基づく衛生管理の導入を推進します。
- 関係課と連携し給食施設向け講習会等を開催し、施設における衛生管理の向上を支援します。

【食肉衛生検査所】

- より衛生的な食肉の供給に向けて、と畜場に対し HACCP 導入等の衛生管理の指導・助言を行います。

(2) 監視指導体制の強化（製造・加工・調理・流通・販売・消費）

【保育課・保健給食課】

- 食物アレルギーに対応した給食提供のための取り組みを強化します。
- 食品衛生等に関する研修会を開催し、衛生的な給食提供について指導を行います。

【保健給食課】

- 新潟市学校給食物資選定基準を設け、給食食材の安全確保に努めます。

【食の安全推進課】

- 食品衛生監視指導計画に基づいた収去及び監視指導を行います。
- 中央卸売市場において不良食品の排除及び衛生指導に努めます。
- 給食施設への巡回指導を実施し、衛生及び栄養管理についての監視指導を強化します。

【食肉衛生検査所】

- と畜場において、適正なと畜検査を実施するとともに、残留有害物質検査等を行い、食肉の安全確保を図ります。

【中央卸売市場】

- 卸売市場において適切な温度管理による物品の品質保持の指導や、売場内の衛生対策を推進します。

(3) 輸入食品の安全対策の強化(流通・販売)

【食の安全推進課】

- 輸入農畜産物・加工品等の収去検査を行います。
- 地方検疫所と連携し、輸入食品の安全対策を強化します。

(4) 食品表示に係る指導及び監視体制の強化(製造・加工・流通・販売)

【食の安全推進課】

- 食品関連事業者を対象とした講習会の開催や相談・指導を実施し、適正な表示の作成を支援します。
- 食品表示の監視指導を実施します。

3 食品の安全性確保体制の充実

(1) 試験検査体制の充実と調査研究の推進

【保育課・保健給食課】

- 給食食材の放射性物質検査を実施し、給食の安全性の確保を図ります。

【保健給食課】

- 学校給食食材の衛生検査を実施し、安全な給食提供を図ります。

【食の安全推進課】

- 新潟市食品衛生検査業務管理要綱に基づいて、収去検査の信頼性を確保します。
- 食品衛生に関する調査研究を行い、監視指導に活かします。

【食肉衛生検査所】

- 検査機器の整備を図り、適正な精度管理を行います。
- 食肉衛生に関する調査研究を行い、食肉の安全性確保に活かします。

【衛生環境研究所】

- 各種検査依頼については、正確・迅速に対応します。
- 検査対象項目の拡充を図ります。
- 検査機器の整備を図り、検査精度を確保します。

(2)人材育成の強化

【食の安全推進課】

○食の安全確保に関する研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図ります。

【食肉衛生検査所】

○専門職の知識・技術の向上を図ります。

【衛生環境研究所】

○各種研修会等に参加し、分析技術及び知識の向上に努めます。

(3)危機管理体制の整備・強化

【保育課・保健給食課】

○給食による食物アレルギー事故防止対策を図ります。

○異物混入等の事故発生時には、適切かつ迅速に対応し、再発防止策を講じます。

【食の安全推進課】

○食中毒や食品等による健康被害防止対策を強化します。

○健康被害発生時には適切かつ迅速に対応し、被害の拡大を防止します。

【衛生環境研究所】

○食中毒事件等の発生に迅速に対応できるよう、検査体制を整備します。

目的2：市民の食に関する理解の促進と安心の提供

1 市民に対する食の安心・安全への理解の促進

(1) 食品に関する正しい知識の普及・啓発及び情報提供

【消費生活センター】

- 子どもたちへの早期消費者教育として、食品の取り方などを学ぶ出前講座等を開催します。
- 市民を対象に消費者啓発としてくらしのテスト教室を開催します。

【健康増進課】

- 乳幼児から高齢者までを対象とした食生活関係事業において、適切な食生活と食の安心・安全知識の普及啓発を行います。
- 健康づくり支援店普及事業を推進し、栄養情報の提供、健康に配慮したメニューやサービス、健康な空間の提供などに配慮した飲食店を増やします。
- 食育・健康づくり情報誌を発行し、広く市民に普及啓発を行います。

【食の安全推進課】

- 食品衛生や食品表示等について、市報やホームページ、イベント、講習会等を活用し、市民への正しい知識の普及・啓発、情報提供を行います。
- 自家消費のための食材について、放射性物質検査を行います。
- 市民からの食の安全相談について常時受付を行い、食の安心・安全への市民ニーズに対応します。

【食肉衛生検査所】

- 市政教室や市政さわやかトーク等を活用し、食肉衛生について、市民への正しい知識の啓発、情報提供を行います。

【衛生環境研究所】

- 市民向け施設見学会や体験教室を開催し、食品衛生に関する知識の普及を図ります。
- 研究所だより等を発行し、食品衛生に関する情報提供を行います。食中

【農業政策課】

- 環境と人にやさしい米づくり体験事業を実施し、米づくりへの理解を図ります。

【食育・花育センター】

- 食育展示コーナーにおいて、食品表示情報の展示とガイドによる普及啓発を行います。
- リーフレット「にいがた流食生活マニュアル」を活用し啓発普及を行います。

(2) 食の安全に関する相互理解の促進

【保育課・保健給食課】

○食物アレルギー児への給食対応について、児及び保護者と保育園・学校間の情報共有を図り、適切な給食提供についての相互理解を図ります。

【食の安全推進課】

○食の安全意見交換会を開催し、学識経験者・食品関係団体・食品関連事業者及び市民の意見を求め、施策に反映します。

○市民フードプロモーター制度を活用し、市民の視点から食の安全を守る取組みを推進します。

2 関係者間の連携・協働の推進

(1) 地域で活動する組織や団体との連携強化

【健康増進課】

○食生活関係団体(栄養士会、食生活改善推進委員協議会)と連携し、適切な食生活の市民への普及啓発を図ります。

【食の安全推進課】

○食品関連事業者・関係団体等と連携し、衛生管理の向上等についての市民向け啓発事業を行います。

(2) 国や他自治体との連携強化

【食の安全推進課】

○国や他自治体と連携し市民向け啓発事業を行います。

VII 施策の公表と基本方針の見直し

食の安心・安全確保に関する施策については、毎年度毎に取りまとめを行い、食の安全意見交換会において報告するとともに、ホームページに掲載し市民へ公表します。

基本方針は5年毎に見直しを行うことを基本としますが、食を取り巻く環境は絶えず変化しており、新たな課題や問題の発生があった場合は状況に迅速に対応するため、柔軟に見直しを図ることとします。

<改定履歴>

年 月	改定内容
平成16年3月 策定	
平成22年3月 第一次改定	輸入食品への不安、食物アレルギーへの対応等、新たな問題への取組みを追加した。新潟市食育推進計画と連携した施策とし、取組み指標の設定を追加。
平成27年3月 第二次改定	目的の明確化と成果指標の設定。 施策の全面的な見直し。